

委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 28 号 橋本市森林環境譲与税基金条例について

議案第 29 号 橋本市土地区画整理事業基金条例について

議案第 44 号 市道路線の認定について

を審査するため、3 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 28 号は、本年 4 月から森林経営管理法が施行され、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設される。市が実施する森林整備、担い手の確保、木材利用の促進などに必要な財源を確保するため、新たに基金を設けるものである。

委員から、初年度における本市への譲与額について ただしがあり、林野庁の試算によると、902 万 4,000 円である との答弁がありました。

基金の使途については、森林組合に対するものが中心であるかのように聞こえるがいかがか とのただしがあり、本市の林業経営形態は個人による就業者が多く、本法律の施行により今後は森林組合に加入されていくのではないかと考えられることから、森林組合の強化を含めた森林整備を想定しているが、その他にも木材利用の促進等に充当できるものと考えている との答弁がありました。

適正な管理経営とはどのようなものか とのただしがあり、適正な管理経営を行うためには多くの時間を要するものと考えており、まずは境界の画定や森林所有者の意向確認から取り組みを行いたい との答弁がありました。

議案第 29 号は、本市が施行する中心市街地第一地区土地区画整理事業

に関し、区画整理地内事業用地を売却して得た収益を、換地処分後に見込まれる清算金の交付財源として積み立てるため、新たに基金を設けるものである。

委員から、清算金の見込み額について ただしがあり、換地処分に向け確定測量を現在行っているところであり、まだわからない との答弁がありました。

売却単価について ただしがあり、不動産鑑定により決定されるが、現在の路線価としては、1㎡当たり4万円程度と考えている との答弁がありました。

議案第44号は、民間事業者2社がそれぞれ宅地等の造成に伴い設置した道路を、神野々1号線、小峰台35号線として市道認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、小峰台35号線の今後のセンターラインの設置について ただしがあり、一般の通行は少ないと考えているが利用状況に応じ検討する との答弁がありました。